「新型コロナウイルス感染拡大防止活動への寄附金」 (特定寄附金) の募集に 係る募金目論見書

1. 寄附金名称

「新型コロナウイルス感染拡大防止活動への寄附金」とする。

2. 募集金額及び募集総額

一口5,000円以上(何口でも可)により、募集期間中に寄せられた金額とする。

3. 募集理由

新型コロナウイルスの感染が拡大していることに伴い、医療機関ではマスクや手袋、ガウンなどの医療用防護具、水や毛布などの救援物資、人工呼吸器等の医療器具が不足しています。また、団体・事業者・医療機関・自治体などで新型コロナウイルス感染症対応を実施する必要があります。

本会は、国家資格者の集う不動産鑑定士の団体として、国民福祉の増進に寄与することを目的として感染症対応のため「新型コロナウイルス感染拡大防止活動への寄附金」を募集します。

4. 募集対象

上記募集理由に賛同する個人及び団体

5. 資金使途

- ・本会が実施する公益目的事業に係る新型コロナウイルス感染症対策費用。
- ・不動産鑑定業その他関係団体などが新型コロナウイルス感染症対応を実施する際の活動支援金。

6. 募集期間

2020年5月7日休から2021年3月31日休までの間

7. 申込方法及び募金方法

- (1) 別紙の「新型コロナウイルス感染拡大防止活動への寄附金(特定寄附金)申込書」に必要事項を記入のうえ、本会事務局にFAXで送付する。
- (2) 募金は、下記の金融機関口座への振り込みとする。なお、振込手数料は本人負担とする。

○みずほ銀行虎ノ門支店 普通預金 4387250

(名義) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

シャ) ニホンフドウサンカンテイシキョウカイレンゴウカイ

8. 寄附金控除

(1) 個人の場合

本会への寄附金は、所得税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、 所得税の所得控除 $^{1)}$ が受けられます。

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150. htm)

(2) 法人の場合

本会への寄附金は、法人税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額²⁾ とは別に、特別損金算入限度額³⁾ も併せて適用されます。

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c05_1.pdf)

以上

¹⁾ 所得税の所得控除:【下記①又は②のいずれか低い金額】-【2千円】=【寄附金控除額】

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

② その年の総所得金額等の 40%相当額

²⁾ 一般寄附金の損金算入限度額: (資本金等の額の 0.25%+所得金額の 2.5%) × 1/4

³⁾ 特別損金算入限度額:(資本金等の額の 0.375%+所得金額の 6.25%) × 1/2